

## 第V編 地震・津波災害予防計画

### 第1章 基本方針

#### 第1節 重点的に取り組むべき対策

重点的に取り組むべき対策

□総務課防災危機管理室

##### 【基本方針】

東日本大震災は2万人弱の死者・行方不明者をだす未曾有の大災害となった。その被災範囲は東日本地域の太平洋沿岸の広範囲に及び、いまだ避難生活を余儀なくされている方が多数いる。この東日本大震災では我々が経験したことがないM9の巨大地震と数十mに達する大津波により、人的被害はもちろんのこと日常生活を支える社会インフラも広域的かつ激甚な被害をこうむり、その復旧・復興はいまだ途についたところである。

本市では東日本大震災をはじめとした災害教訓を活かしつつ、「災害に強いまちづくり」を目指し、人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進など、効果的なソフト対策を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図る。とりわけ、本市の特性を考慮したより実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

本市で想定する地震については、その地震動や被害の態様の違い等を考慮し、

1)小倉東断層（北東下部）の内陸型地震：（最大震度6弱、地震加速度400～600gal）

2)南海トラフの巨大地震（海洋プレート型）：（最大震度5強、最大津波高4m）

とする。ただし、国の中央防災会議が公開した被害想定結果では後者の想定地震では本市における地震動そのものによる被害は比較的軽微なものであり、津波による浸水被害が沿岸部を中心に40ha程度となっていることから、本計画では内陸直下型地震による被害の防止や軽減を主に図りつつ、海洋プレート型地震に伴う最大クラスの津波に対する備えを平行して進めていくことを基本方針とする。

##### 【計画目標】

#### 1. 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティ及び企業等が平常時から地

震・津波に対する防災意識を持ち、地震・津波災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 1) 住民の防災意識の高揚や地震・津波災害に関する知識の向上
- 2) 地域とりわけ自治会や自主防災組織をはじめとする共助防災組織の強化
- 3) 地域企業の防災力向上のための産・官・学が一体となった防災体制づくり
- 4) 避難行動要支援者対策の充実など、共助による災害に強い地域コミュニティの形成
- 5) 地震・津波に関する警戒避難体制の確立による「早期避難行動」による災害回避

## 2. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

大規模な地震・津波発生時においては、災害時優先電話の輻輳や途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、市や国・県等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。また、行政の厳しい財政事情や少子高齢化による活動能力の高い若手減少社会の環境などにも配慮して、災害情報を迅速に収集し正確に把握したうえで限られた防災資源を「集中と選択」により投入し、より効率的な防災対策を進めていく必要がある。

## 3. 建築物等の耐震化の推進

内陸型地震発生時に死傷者が発生する主な要因としては、激しい地震動（大きな縦揺れ）に伴った住宅の倒壊（圧壊）や火災に伴うものが圧倒的に多い。他方、東日本大震災では海洋プレート型の大きな横揺れ地震であったため、地震動による住宅の倒壊こそ少なかったが、元来地震に強いとされていた中高層ビルの長周期震動による基礎部損傷や地盤の液状化に伴った住宅基礎部での損傷があらたな被災形態として注目を集めた。また、大津波による被害は多くの家屋流出や人的被害をもたらしている。

これらから、本市で地震や津波に強いまちづくりを推進していくためには、住宅等の建築物の耐震化や津波に強い建築物の堅牢化に向けた対応等に取り組む必要がある。また、「公助」の役割を担う公共施設が被災しては、災害時の対応に支障をきたすことになるため、併せて公共施設の耐震化にも取り組むことが必要である。

さらに、電気、水道、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設についても耐震化や堅牢化に取り組む必要がある。

- 1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- 2) ライフライン施設の耐震化の推進

## 4. 高齢者などの避難行動要支援者に対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多い。また、東日本大震災では公共交通網の交通機能が低下したため、都心を中心に大量の勤務者や観光者等の帰宅困難者が発生して社会的問題になった。このため、避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導・一時収容体制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- 1) 子どもや高齢者などの避難行動要支援者対策の充実

- 2) 平常時は地域に居住しない一時滞在者（外来者）に対する避難対策の充実
- 3) 沿岸部における津波に対する早期避難体制の確立
- 4) 帰宅困難者の一時的な収容体制の整備

## 5. 海溝型巨大地震に対する海岸地域における防災体制の確立

国の中央防災会議が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定では、市域では震度5強の強い地震動が想定されている。また、津波被害については最大津波高がT.P.基準で4m程度とされており、これによる津波浸水は想定浸水深1m未満の区域を中心として計40ha程度の範囲に被害が想定されている。

国の津波災害対策の基本的な方針は、

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

と2つのタイプを今後起こりうる災害態様として想定しており、まずは「住民が津波から安全に逃げ、人命を守ることを強く求めている。

市は現在想定されている規模を超える海溝型の地震に伴った津波による被害抑制のため、その防災体制について次のような方針を立て、その確立に努めるものとする。

- 1) 津波を伴う海溝型の地震に関する防災知識の住民への普及・啓発
- 2) 最大クラスの津波から人的被害をなくすための早期避難行動の徹底  
(緊急避難施設や高台への早期避難、避難施設の耐浪化や防災拠点化)
- 3) 自助、共助、公助が市で一体となった津波災害回避に向けた防災対応
- 4) 避難行動要支援者に対する早期の避難誘導対応と避難後のケアの徹底
- 5) 本市の地域特性に応じた津波警報等の内容に応じた適切な避難勧告または避難指示の発令基準に関する検討
- 6) 津波警報等の津波に対する警戒避難体制や早期の情報伝達体制の確立
- 7) 津波避難訓練や津波防災教育による平常時からの津波災害減災に向けた対応